

令和元年度年末年始の交通事故防止運動における 奈良県の重点項目は次に掲げる5項目です

重点1 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

- 暗い時間帯に外出する時は、目立つ色の服を着たり、反射材用品・小型ライト等を活用したりしましょう。
- ドライバーの皆さんは、子どもや高齢者を見かけたら、その行動に十分注意し、一時停止や徐行するなど「思いやりのある運転」をしましょう。



重点2 飲酒運転の根絶

- 飲酒運転は死亡事故につながる重大な危険行為です。
『飲酒運転をしない・させない・許さない』
を徹底しましょう。



重点3 横断歩行者の保護と正しい横断

- 信号機や横断歩道のあるところを横断するようにし、横断前は必ず左右の安全確認をしましょう。
- 横断歩道は歩行者が優先です。ドライバーの皆さんは歩行者がいるときは、横断歩道の手前で停止して、通行を妨げないようにしましょう。



重点4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- シートベルトは事故の際の危険から身を守ります。後部を含む全座席でシートベルトを着用しましょう。
- 6歳以下の子どもが自動車に乗る時は、チャイルドシートを着用しなくてはなりません。



重点5 自転車の安全利用の推進と自転車乗用中の交通事故防止

- 自転車に乗るときは自転車安全利用五則を守りましょう。
- 自転車死亡事故の多くは頭部損傷によるものです。被害軽減のため、ヘルメットを着用しましょう。



- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止。夜間はライトを点灯。交差点での信号遵守と一時停止・安全確認。)
- 5 子どもはヘルメットを着用

交通事故相談所

場所 奈良県庁
安全・安心まちづくり推進課内
TEL 0742-27-8731
相談日 月・火・木・金曜日
8:30~16:45
(祝日・年末年始は休み)
内容 1 賠償金の算定方法
2 保険請求手続きの方法
3 示談のしかた、進め方
4 調停のしかた など

定期巡回相談場所 (10:00~15:00)

橿原市観光交流センター TEL0744(47)2350 毎月第1火曜日
御所市役所 TEL0745(62)3001 毎月第1木曜日
大淀町役場 TEL0747(52)5501 毎月第2火曜日
大和高田市中央公民館 TEL0745(22)1315 毎月第3木曜日

※巡回相談へ来られる前に、常設相談所(TEL 0742-27-8731)へ連絡をお願いします。
※巡回相談予定日は変更になる場合があります。

令和元年度 年末年始の交通事故防止運動

奈良県実施要綱

令和元年 12月15日(日) ~ 令和2年 1月5日(日)

交通事故のない やすらぎの 大和路づくり
~大和の交通マナーを高めよう~



交通安全ポスター 小学生の部 金賞
御所市立大正小学校 6年
秋山 ふあん さんの作品



交通安全ポスター 中学生の部 金賞
大淀町立大淀中学校 3年
竹中 優菜 さんの作品

《主唱》 奈良県・奈良県交通対策協議会

交通安全は「家庭」「学校」「地域」「職場」から

★家庭・学校・地域の皆さんへ

- 交通ルールの遵守や交通マナーについて話し合い、交通安全に対する意識を高めましょう。
- 通園・通学時間帯における街頭での幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動を行いましょう。
- 横断時は運転者に手などで合図し、積極的に横断の意思を示すようにしましょう。運転者は安全な横断のために歩行者に道を譲りましょう。



〈合図して ゆずってもらって 笑顔でお礼〉

★宴会などに参加される皆さんへ

- 「飲酒運転は絶対にしない」「飲酒運転をさせない」「飲酒運転の車に同乗しない」を徹底しましょう。
- 自転車も飲酒運転の違反対象です。
- ハンドルキーパー運動を促進し、飲食店等における運転者への酒類提供の禁止を徹底しましょう。

※ 広めようハンドルキーパー運動
ハンドルキーパー運動とは、自動車仲間と飲食店などに行き、飲酒する場合、仲間同士や飲食店の協力を得てお酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人は、一切アルコールを口にせず仲間を自宅まで送り届ける運動です。



ハンドルキーパーくん

※毎月1日は、「飲酒運転根絶の推進強化デー」です。

「飲酒運転をしない・させない・許さない」を徹底しましょう。

★高齢ドライバーの皆さんへ

- 「高齢者マーク」の表示に努め、自身の身体機能の変化を自覚して安全な運転を実践しましょう。
- 運転に不安を感じている場合には、運転免許の自主返納も検討し、交通事故防止に努めましょう。
- 体調不良を感じた時は、運転を控えましょう。
- 事故防止機能搭載のセーフティ・サポートカーS（サポカーS）の利用を推奨します。



「サポカー／サポカーS」とは？



「セーフティ・サポートカー（サポカー）」とは自動ブレーキを搭載した、全ての運転者に推奨する自動車です。



「セーフティ・サポートカーS（サポカーS）」とは自動ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した、特に高齢運転者に推奨する自動車です。

サポカー、サポカーSは運転者の事故低減に有効です。しかし、条件によっては装置が作動しない場合もあります。装置の機能を過信せず、引き続き安全運転を心掛けましょう。

交通安全啓発ビデオ・DVDお貸しします！

県では、交通安全啓発用ビデオ・DVDを無料で貸し出しております。幼稚園、保育所、学校、職場、子供会、保護者会、老人クラブ、町内会等で交通安全教室、講習会、研修会を開催する場合にご活用ください。まずは奈良県安全・安心まちづくり推進課へご連絡ください。TEL 0742-27-8730

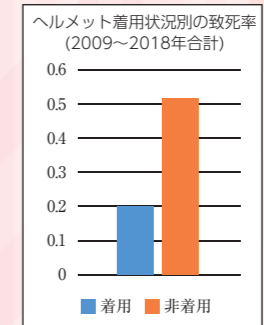
奈良県自転車条例

「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されました

自転車損害賠償責任保険への加入義務、高齢者の自転車運転時ヘルメット着用の努力義務等が規定されています。（令和2年4月1日より施行）

高齢者のヘルメット着用の努力義務

- 65歳以上の高齢者は自転車利用時にヘルメットを着用するよう努めなければなりません。
- ヘルメット非着用者の事故での致死率は着用者の約2.5倍です。事故被害の軽減にはヘルメットが有効です。

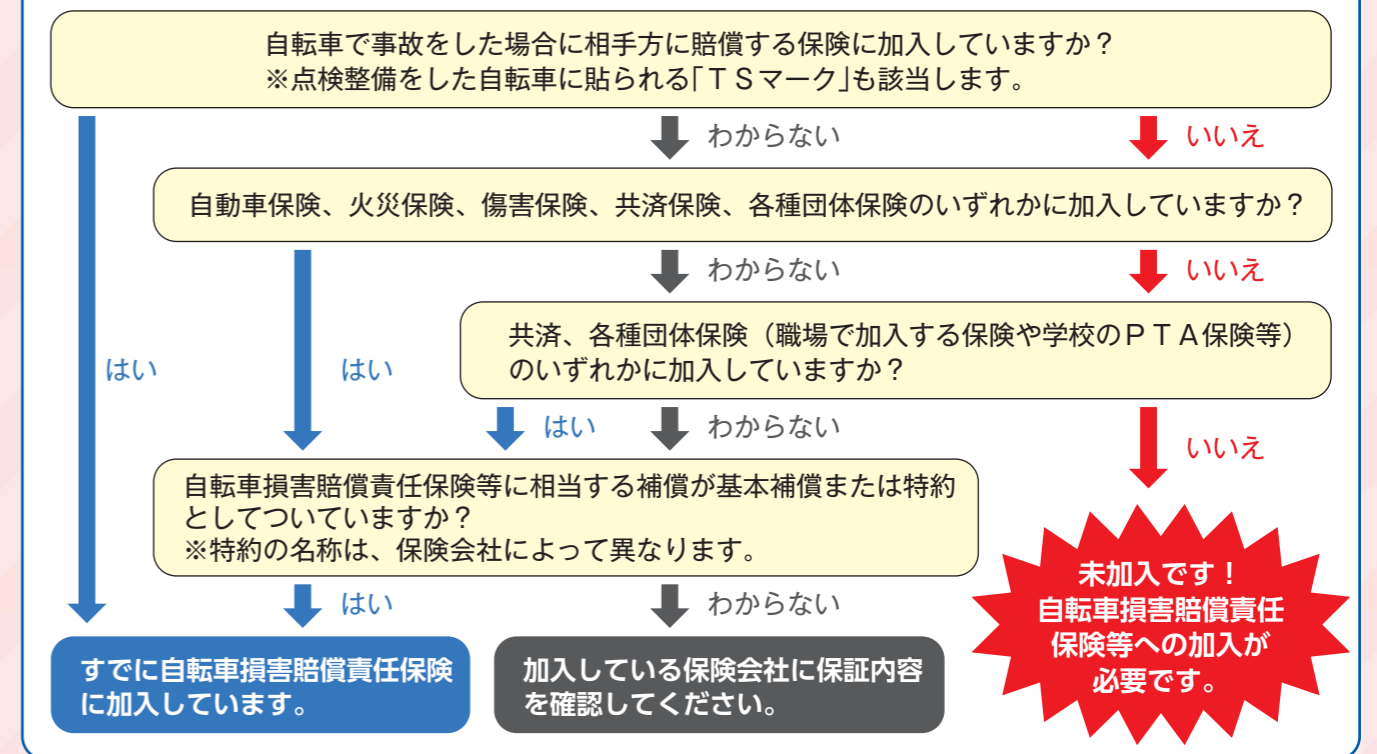


自転車保険への加入義務

- 自転車の所有者等、利用者は「自転車損害賠償責任保険等」に加入しなければなりません。
- 事故の際には高額な賠償が発生することがあり、自分と相手を守るためにも保険加入は大切です。
- 自転車損害賠償責任保険には、自転車利用者向けの保険や自転車についているTSマークの他に、自動車保険や損害保険の特約、会社、PTAの保険や共済に付帯しているものもあります。保険内容もしっかり確認しましょう。



自転車保険加入確認チェックシート



自転車保険について詳しくは [奈良県 自転車条例](#) [検索](#)



〈条例に関するお問い合わせ〉奈良県自転車条例総合窓口 電話番号 0742(27)7013